

### III 養育費の確保

# ひとり親家庭の養育費確保に関する取り組み

## 1. 養育費に関する規定の創設（15年4月施行）

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

## 2. 強制執行手続の改善

### (1) 平成15年の民事執行法改正（16年4月施行）

養育費等の強制執行について、より利用しやすくした（一度の申し立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようとした。）。

### (2) 平成16年の民事執行法改正（17年4月施行）

養育費等の強制執行について、直接強制（債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には養育費債務とは別に上乗せの金銭（間接強制金）を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。

## 3. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（15年4月）

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12か月分（約123万円）を一括して貸付けできるようにした。

## 4. 養育費算定基準の周知等（16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成（8千部）。母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

## 5. 離婚届出時等における養育費取り決めの促進策の実施（17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効であると考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成（40万部）し、市町村へ配布。

### （活用方法）

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

## 6. 養育費相談機関の創設・拡充

### (1) 「養育費相談支援センター」の創設（19年度）

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設。
- ・養育費の意義や取り決め方法、養育費の支払いの確保の手続き、養育費相談支援センターの業務内容をまとめたパンフレットを作成し（21万部）、地方自治体に配布。

### (2) 養育費専門相談員を設置

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を新たに設置。（平成19年10月）
- ・養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加。（平成22年度）
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業において、弁護士による養育費の法律相談も実施（平成28年度）

## 7. 民法等の一部改正（平成24年4月1日施行）

- ・改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示。
- ・離婚届に取り決めの有無のチェック欄を設ける。
- ・法務省、最高裁判所と連携して、養育費の取り決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口、裁判所などで配付。

### （参考）

#### ○母子及び父子並びに寡婦福祉法

##### （扶養義務の履行）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように務めなければならない。

#### ○民法

##### （離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

##### （扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

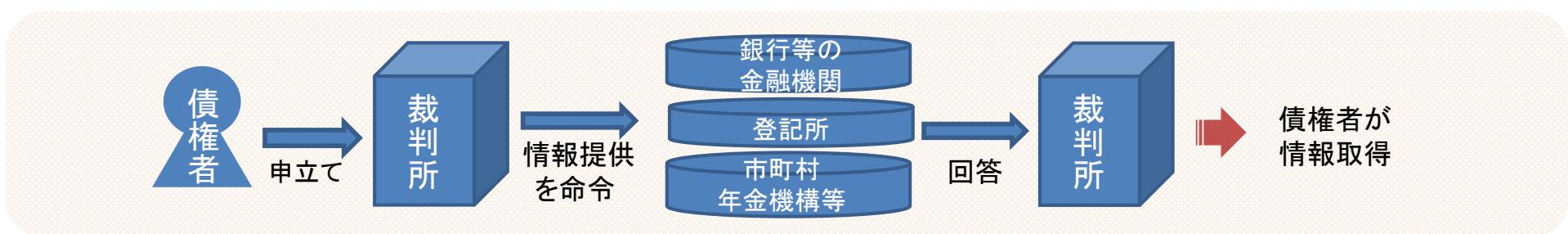
2・3 （略）

## 8. 民事執行法等の一部改正（令和2年4月1日施行）

### ○債務者財産の開示制度の実効性の向上

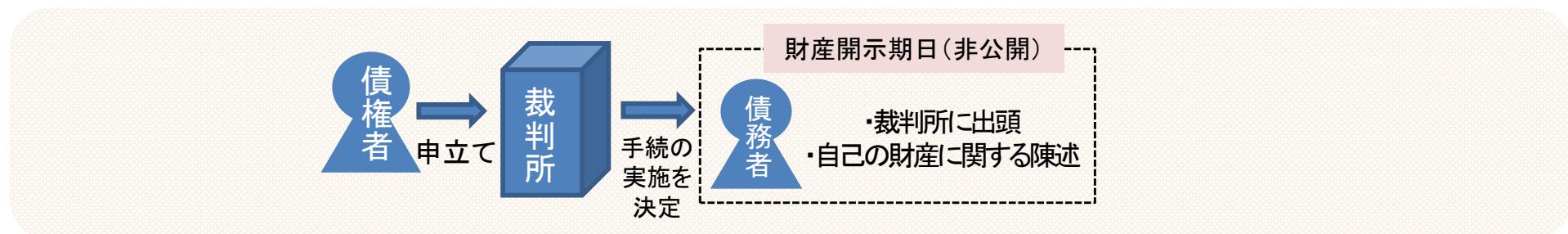
#### (1)債務者以外の第三者からの情報取得手続きを新設

- ・金融機関（銀行、信金、労金、信組、農協、証券会社等）から、①預貯金債権や②上場株式、国債等に関する情報を取得
  - ・登記所から、③土地・建物に関する情報を取得
  - ・市町村、日本年金機構等から、④給与債権（勤務先）に関する情報を取得
- ※ 給与債権に関する情報取得手続は、養育費等の債権や生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみが申立て可能



#### (2)財産開示手続きの見直し

- ・申立権者の範囲を拡大して、仮執行宣言付判決を得た者や、公正証書により金銭（例えば養育費など）の支払を取り決めた者等も利用可能にする。
- ・不出頭等には刑事罰（6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）による制裁を科して、手続の実効性を向上させる



# 養育費の確保に関する今後の施策の方向性について

養育費については、養育費等相談支援センターや地方自治体における養育費に関する相談支援を充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、離婚前からの親支援の充実や養育費の確保に係る支援施策の推進に取り組む。

赤字：令和3年度予算における拡充内容

青字：今後運用上改善を図るもの（非予算）

## 相談支援 [・アクセスのしやすい多様な方法による支援 ・身近な地域で伴走型の支援や専門的な相談の均てん化]

### <養育費等支援事業>

- ①相談員による手続相談
- ②SNS等を活用した相談支援（創設）
- ③弁護士による説明会（単価拡充）

R2補助単価3,064千円  
⇒R3補助単価6,633千円に拡充

- ④弁護士会と連携した個別相談（創設）

R3補助単価1,491千円で創設

- ⑤託児サービスの整備（単価拡充）

### <養育費等相談支援センター事業>

- ①家事調停経験者等による相談支援
- ②弁護士等による専門相談（単価拡充）
- ③SNS等を活用した相談支援（創設）
- ④地域の相談支援へ繋ぐ機能の強化

## 取り決めに係る支援 [・より早期の低葛藤時点からの支援 ・受講しやすい方法による親支援講座の実施]

### <養育費等支援事業>

- ①リーフレットによる情報提供
- ②家庭裁判所等への同行

### <離婚前後親支援モデル事業>

(補助単価拡充)

- ①親支援講座の実施
- ②離婚前段階から個別ヒアリングや動画教材による講義などの実施
- ③戸籍及び住民担当部署との連携強化

R2補助単価1,713千円 ⇒ R3補助単価15,000千円に拡充

## 確保にかかる支援 [・先駆的取組の促進 ・横展開]

地方自治体において  
独自の確保支援策を実施

### <離婚前後親支援モデル事業> (補助単価拡充)

- ①公正証書の作成支援
- ②弁護士による個別相談
- ③保証契約における保証料補助
- ④戸籍抄本等の書類取得補助
- ⑤その他先駆的な取組への補助
- ⑥取組の横展開

※ 養育費の確保の推進に際しては、離婚時における養育費の取決めがより一層促進されることが重要。

# 養育費等支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

## 目的

- 母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

## 事業内容

- 養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、①養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や、②リーフレット等による情報提供、③養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、④講演会の開催等を実施する。
- 弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。
- 地域の母子生活支援施設等の相談・支援機能を活用して、そのノウハウを活かした相談等の生活支援を継続的に行う。

## 実施体制・実施方法

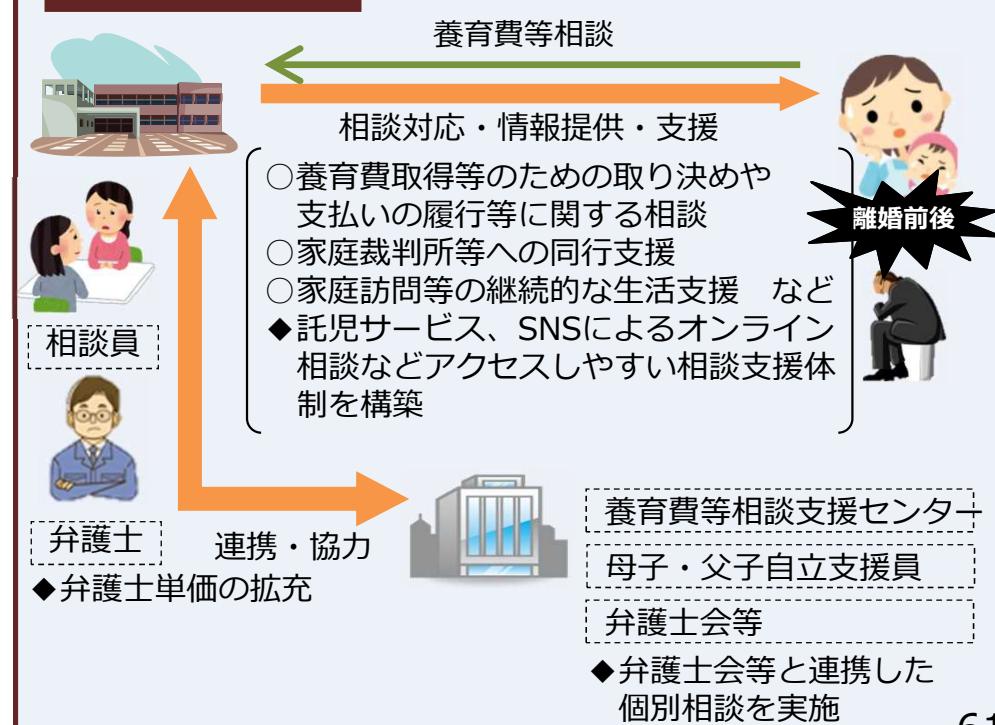
- 養育費相談においては、養育費の取り決めを促進する観点から、養育費等相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関と連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施する。  
また、平日夜間・土日祝日や、DV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえて実施する。
- 弁護士相談は、養育費のほか、離婚、親権、親子交流、慰謝料や財産分与などの法律問題にも応じる。
- 生活支援においては、母子家庭の母等の職場や家庭を訪問する巡回相談などの継続的な生活支援を行うとともに、地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図る。

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村  
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【令和5年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(162億円)の内数

## 事業イメージ



# 親子交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

※平成24年度から実施

## 目的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の交流が明示された。
- 適切な親子交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られた低所得のひとり親家庭支援施策の一環として、継続的な親子交流の支援を行う。

## 事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、親子交流援助等を適切に実施できる親子交流支援員を配置
- 支援の対象
  - ・ 親子交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもとの親子交流を希望する別居親又は子どもと別居親との親子交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した親子交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、親子交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施



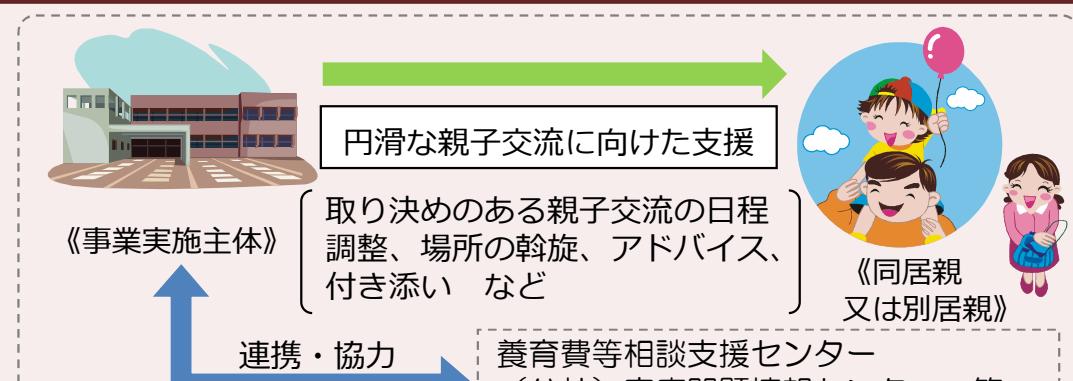
## 実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村  
(事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【R5年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(162億円)の内数



	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施自治体数	9自治体	10自治体	15自治体	18自治体
相談件数	1,074件	928件	1,009件	719件
支援実施ケース数	69ケース	80ケース	80ケース	72ケース

\* 山形県、千葉県、東京都、富山県、岐阜県、長崎県、大分県、静岡市、浜松市、北九州市、熊本市、函館市、岐阜市、吹田市、明石市、高松市、松戸市、港区

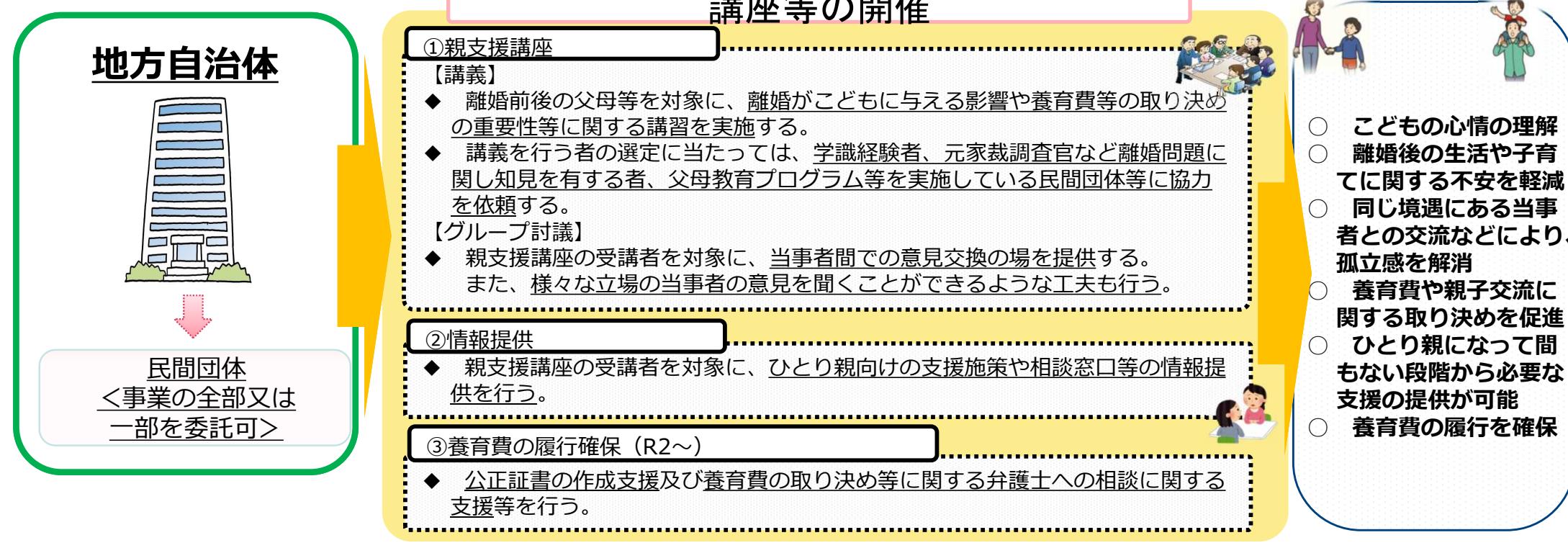
# 離婚前後親支援モデル事業【令和元年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 異婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

【補助単価】1自治体当たり15,000千円

【R3年度実績】91自治体

# 養育費等相談支援センター事業

## 目指すべき方向

	(母子家庭)	(父子家庭)
○養育費の取決め率の増	約 47 %	約 28 %
○養育費の受給率の増	約 28 %	約 9 %

(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)



- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

## 養育費等相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保等をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

## 養育費等の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費等相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

### 【令和4年度委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費等に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供  
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談等に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
  - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
  - ・メール相談：info@youikuhi.or.jp  
〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00  
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

（参考）令和3年度実績 相談延べ件数：4,785件 研修等の実施：62回

- ・研修
- ・サポート

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

### （母子家庭等就業・自立支援センター等）

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
- 母子家庭等への講習会の開催
- 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- ・養育費等支援事業実施自治体数：125自治体  
養育費専門相談員による相談延べ件数：11,612件  
養育費専門相談員の設置：44か所、153名
- ・弁護士による相談実施自治体数：93自治体  
弁護士による相談延べ件数：9,042件

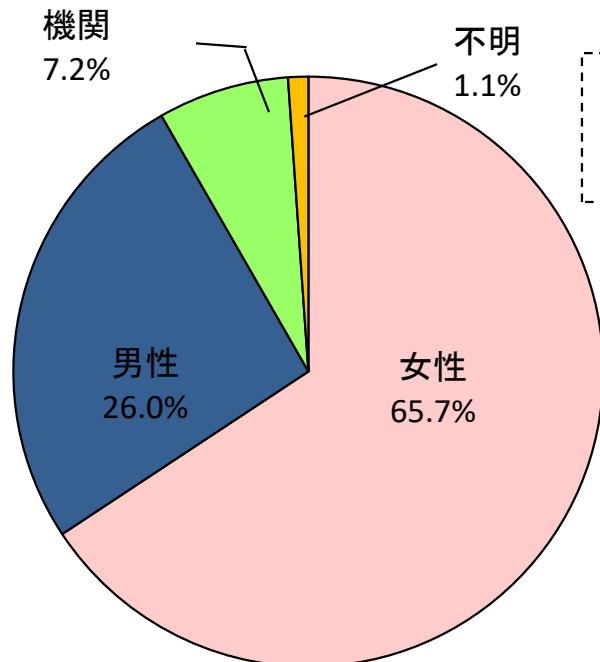
- ・困難事例の相談

# 養育費等相談支援センターにおける相談実績等（令和3年度）

## 相談支援

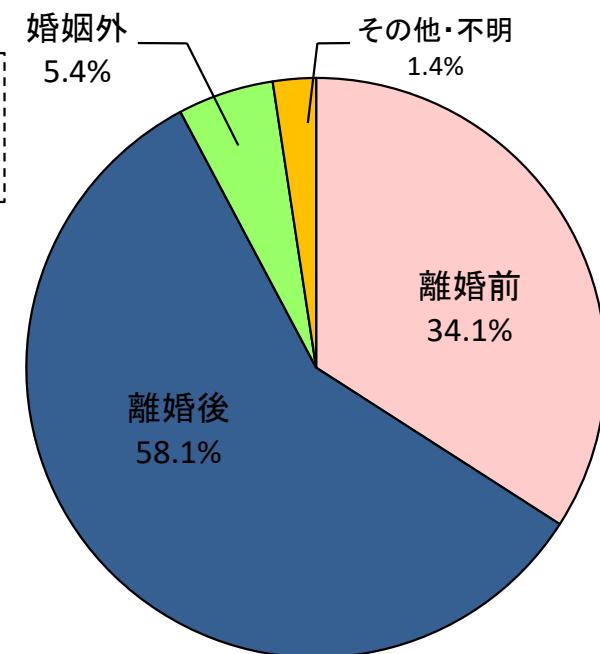
### 相談者別内訳 (N = 3,902)

- 女性が65.7%、男性が26.0%と女性からの相談が多くを占める。



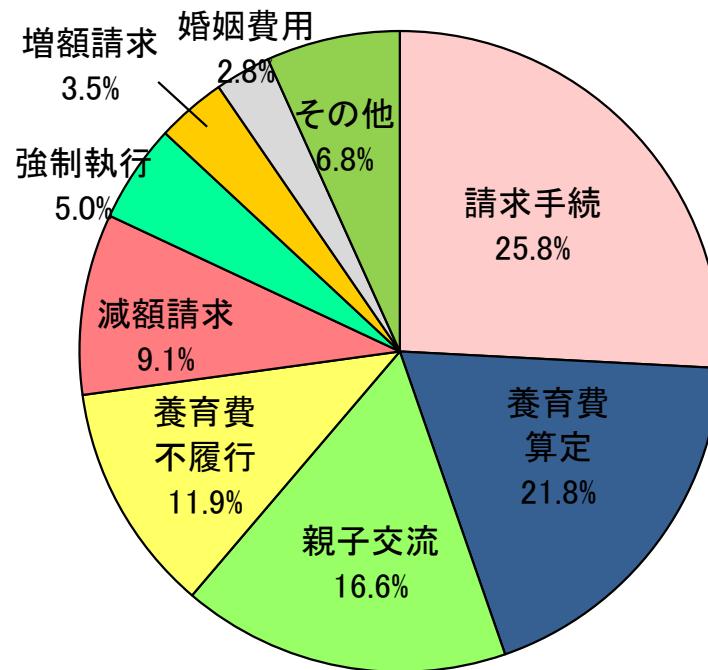
### 相談時期内訳 (N = 3,902)

- 離婚後が58.1%、離婚前が34.1%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



### 相談内容内訳 (N = 4,785) ※複数選択有

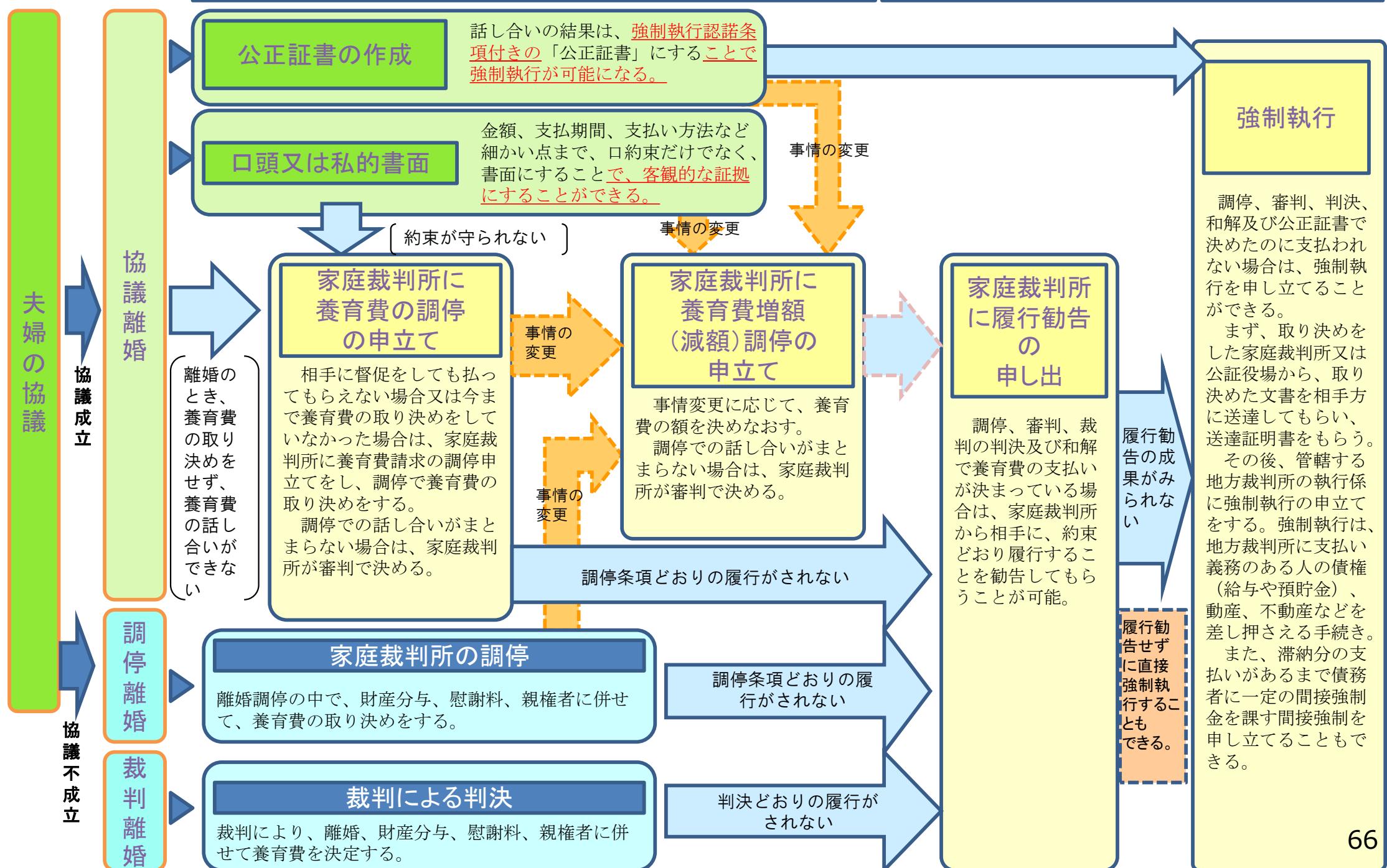
- 請求手続が25.8%と最も多く、養育費の算定が21.8%、親子交流が16.6%と続いている。



## 研修実施

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、オンラインにて開催
- 地方公共団体等の行う研修に対する研修講師の派遣：62か所

# 養育費の取り決めと確保に関する司法手続



# 民法における親子交流、養育費等の取決めの明確化

【「民法等の一部を改正する法律」（平成23年6月3日公布）における民法の改正内容】

（平成24年4月1日施行）

## 改 正 後

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。

4 前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

## 改 正 前

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないと、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

（新設）

2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。

3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

附帯決議：面会交流及び養育費について、児童の権利利益を擁護する観点から、面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討等、必要な措置を講ずること。

# 民法における親子交流、養育費等の取決めの明確化

【「民法等の一部を改正する法律」（平成23年6月3日公布）における民法の改正内容】

（平成24年4月1日施行）

改 正 後	改 正 前
<p>(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)</p> <p><u>第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。</u></p> <p><u>3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p><u>4 前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。</u></p>	<p>(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)</p> <p><u>第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p><u>3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。</u></p>

# (参考) 離婚届の様式(記載例)

別紙3 (1/2)

離 婚 届		受 理 令 和 年 月 日 第 号		発 送 令 和 年 月 日 長 印	
令和元年5月7日届出		送 付 令 和 年 月 日 第 号			
東京都千代田区長殿		書類提出	戸籍記載	記載済互	調査票
		対 譲	住 民 稽	通 知	
(よみかた)		夫 みんじ たろう	妻 みんじ はなこ		
(1) 氏 名		氏名 民事 太郎	氏名 民事 花子		
生 年 月 日		昭和 54 年 1 月 1 日	昭和 55 年 2 月 3 日		
住 所 (住民登録をしていいるところ)		東京都千代田区霞が関 一丁目1番1号	東京都杉並区高円寺北 一丁目1番1号		
		世帯主の氏名 民事 太郎	世帯主の氏名 民事 花子		
(2) 本 箇		東京都千代田区丸の内一丁目1番地 民事 太郎			
		筆頭者の氏名			
父母及び養父母の氏名 父母との続柄		夫の父 民事 一郎 母 民事 一子	続柄 長男	妻の父 戸籍 太郎 母 戸籍 葉子	続柄 長女
右記の養父母以外にも 養父母いる場合はその他の欄に書いてください		養父 養母	続柄 養子	養父 養母	続柄 養女
(3) 離 婚 の 種 別		<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	年 月 日 成立 年 月 日 確定	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	年 月 日 成立 年 月 日 認諾 年 月 日 確定
婚姻前の氏に		<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる			
もどる者の本籍		東京都千代田区九段南一丁目1番地 筆頭者 戸籍 太郎			
(5) 未 成 年 の 子 の 氏		夫が親権を行なう子	妻が親権を行なう子	民事 洋	
(6) 同 居 の 期 間		平成 19 年 1 月 から (同居を始めたとき)		平成 31 年 4 月 まで (別居したとき)	
(7) 別居する前の住 所		東京都千代田区霞が関一丁目1番地 1号			
(8) 別居する前の仕事と		<input type="checkbox"/> 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社團体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(9) 夫妻の職業		(回数調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業		妻の職業	
その他					
届出人署名 (※押印は任意)		夫 民事 太郎	印	妻 民事 花子	印
事件簿番号					

別紙3 (2/2)

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください(市区町村役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります)。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。

そのほかに必要なもの 調停離婚のときー調停調査の謄本

審判離婚のときー審判書の謄本と確定証明書

和解離婚のときー和解調査の謄本

認諾離婚のときー認諾調査の謄本

判決離婚のときー判決書の謄本と確定証明書

證 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	甲山 健二 印	乙川 竹子 印
生 年 月 日	昭和 25 年 6 月 17 日	昭和 23 年 8 月 30 日
住 所	東京都杉並区宮前 一丁目1番1号	東京都渋谷区宇田川町 一丁目1番1号
本 箇	東京都杉並区荻窪 一丁目1番地 番	東京都千代田区永田町 一丁目1番地 番

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。

まだ決めていない。

[面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的に継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。]

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。

取決め方法: (公正証書 それ以外)

[養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があつても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。]

まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分割、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載しています。

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

# 民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院 平成23年5月26日

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～十（略）

十一 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるように明文化された趣旨の周知に努めるとともに、面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討、履行状況に関する統計・調査研究の実施等、必要な措置を講ずること。

一二（略）

衆議院 平成23年4月26日

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～四（略）

五 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるように明文化された趣旨の周知に努めること。また、その継続的な履行を確保するため、面会交流の場の確保、仲介支援団体等の関係者に対する支援、履行状況に関する統計・調査研究の実施など、必要な措置を講ずること。

六～十一（略）

# 民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院 平成30年6月12日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格別の配慮をすべきである。

一～四（略）

五 十八歳、十九歳の若年者の自立を支援する観点から、本法施行までに、以下の事項に留意した必要な措置を講ずること。

1 成人年齢と養育費負担終期は連動せず未成熟である限り養育費分担義務があることを確認するとともに、ひとり親家庭の養育費確保に向けて、養育費の取決め等について周知徹底するなど必要な措置を講ずること。

2～3（略）

六～十（略）

# 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の 実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院 令和元年5月9日

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～五（略）

六 公的機関による養育費や犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、我が国におけるそれらの制度の導入の是非について検討を行うよう努めること。

七（略）

# 戸籍部門とひとり親支援部門の連携など自治体における支援の強化（法務省・厚生労働省連携）

## 現状

- 離婚の当事者は、離婚届の提出については戸籍の担当窓口に、ひとり親となることに伴う相談・支援についてはひとり親支援の担当窓口にそれぞれ相談等を行うこととなるが、これらの窓口間で連携が進んでいる状況にはない。

### 戸籍の担当窓口

- 離婚届用紙の配布・離婚届の受理
- 養育費・親子交流パンフレットの配布

### 離婚時点・全員

連携不十分  
との指摘

### ひとり親支援の担当窓口

- ワンストップでの相談支援
- 子育て・生活支援 ○就業支援 ○養育費確保支援 ○経済的支援

### 主として離婚後・希望者のみ

## 将来像

### 目指すべき姿

- ✓ 離婚に伴い支援が必要な者を行政が能動的に把握し、pushu型での支援を提供
- ✓ 支援を希望する者にワンストップで寄り添い型の支援
- ✓ 離婚を考える親が知っておくべき事項を一元的に提供  
⇒ 法務省と厚生労働省が省庁横断的に一丸となって支援

### ①戸籍部門とひとり親支援部門の連携（自治体におけるワンストップでの相談支援の充実・強化）

#### 戸籍の担当窓口

- 離婚届用紙の配布・離婚届の受理
- 養育費・親子交流パンフレットの配布

離婚届用紙の配布や離婚届受理のタイミングを活用するなどして、支援が必要な者を能動的に把握

#### ひとり親支援の担当窓口

- ワンストップでの相談支援
- 子育て・生活支援 ○就業支援 ○養育費確保支援 ○経済的支援

#### pushu型での寄り添い支援

### ②養育費・親子交流パンフレット 充実

- 離婚届用紙に挟んで配布するなど、確実に交付される工夫を検討
- 婚姻費用分担や、子に関する社会保障給付（児童手当、児童扶養手当等）に関する記載の追加を検討

### ③別居時リーフレットの作成 新規

- 婚姻費用、児童手当の振込先変更等、別居時に知っておくべき事項を記載したリーフレットの作成を検討

### ④親ガイダンス動画の作成 新規

- 養育費・親子交流を中心に、離婚時に決めておくべき事項やその意義等を解説した動画の作成を検討
- 離婚届用紙の受取り等のタイミングを活用して、動画の概要やURL等を周知

### ⑤自治体への法的支援強化 新規

- 弁護士の機能的配置やITツールを用いた対応等のモデル事業を実施し、課題等を調査・分析してさらなる支援につなげていくことを検討
- 自治体職員等を対象とする養育費に関する説明資料等の作成・提供を検討

### ⑥オンライン相談等の実施 充実

- SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援の実施を検討

### ⑦専門的な相談支援体制 充実

- 自治体における養育費に関する相談支援について、法的支援など専門的な相談支援体制の充実を検討

### ⑧離婚前からの親支援 充実

- より早期の低葛藤時点からの支援のため、弁護士等の専門家による支援、民間団体等による個別支援などの充実を検討

### ⑨先駆的な事業への支援 充実

- 自治体が先駆的に実施する事業に対するモデル事業での支援につき充実を検討  
(例)公正証書等による債務名義の作成補助、保証契約を締結した際の保証料の補助等

## 厚生労働省

両省の施策を  
相互に活用・紹介

- 法務省作成のパンフレット・動画等をひとり親支援で活用
- 法務省による法的支援・法律相談援助の充実を自治体で活用
- ひとり親支援の担当窓口を戸籍の担当窓口で紹介

## 法務省